

現行制度と新たな法制

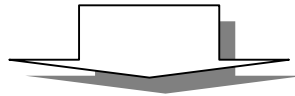
現行制度

【 現行制度の課題 】

- 分かりやすい財政情報の開示が不十分である
- 再建団体の基準しかなく、早期是正措置がない
- 普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない
- 公営企業にも早期是正機能がない

地方財政再建促進特別措置法

赤字団体が申出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）



新たな法制（財政健全化法）

健全段階

指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率（公社・三セク等を含めた実質的負債）

監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

自主的な改善努力による財政健全化

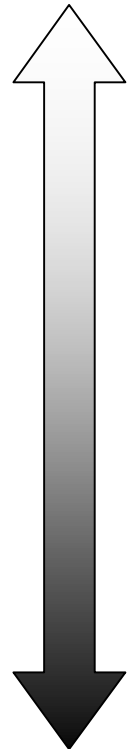
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）実施状況の議会への報告公表等

財政の再生

国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）総務大臣への協議・同意要求等

《健全財政》



《財政悪化》